イ　周波数ホッピングの周波数分布又は各ホッピング周波数における出現確率が均一になっていない場合は、スペクトル分析器を2⑶のように設定して空中線電力の最大値を与える周波数を探索して、次にスペクトル分析器を2⑷のように設定し、最大電力を与える周波数における空中線電力を測定する。

⑵　直交周波数分割多重方式又は直接拡散を使用するスペクトル拡散方式を用いるものの場合

ア　スペクトル分析器を2⑶のように設定する。

イ　表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、１MHz当たりの電力が最大値を与える周波数を測定する。

ウ　スペクトル分析器を2⑷のように設定する。

エ　高周波電力計をスペクトル分析器のＩＦ出力端に接続する。

オ　空中線電力は、次のとおりとする。

(ｱ)　連続波のとき　　高周波電力計の指示を2⑴により補正した値

(ｲ)　バースト波のとき　連続波の場合と同様に補正した値と送信時間率から、バースト内の平均電力を計算した値

カ　直交周波数分割多重方式を用いるものの場合で、副搬送波の変調方式が複数あるときは、それぞれのときの空中線電力を測定し、最も大きい値を測定値とする。

⑶　その他の方式を用いるものの場合

ア　高周波電力計を擬似負荷（減衰器）の出力に接続し、総電力を測定する。

イ　空中線電力は、次のとおりとする。

(ｱ)　連続波のとき　　アの値

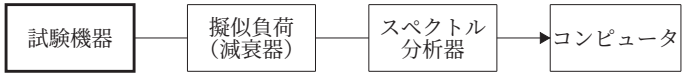
(ｲ)　バースト波のとき　アの値と送信時間率から、バースト内の平均電力を計算した値

5　試験結果の記載方法

空中線電力の絶対値を周波数ホッピング方式（直接拡散又は直交周波数分割多重との複合方式を含む。）、直交周波数分割多重方式又はスペクトル拡散方式を用いるものの場合はmW／MHz単位で、その他の方式を用いるものの場合はmW単位で、工事設計書に記載される空中線電力の値に対する偏差を％単位で＋又はーの符号を付けて記載する。

七　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　副次的に発する電波等の限度（以下この表において「副次発射」という。）探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから搬送波周波数の５倍まで
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑵　副次発射測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	周波数が１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

試験周波数を全時間にわたり連続受信できる状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を2⑴のように設定し、副次発射の振幅の最大値を探索する。

⑵　探索した値が設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、探索した値を測定値とする。

⑶　探索した値が設備規則に規定する許容値の１／10を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるために周波数掃引幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を測定し、スペクトル分析器を2⑵のように設定し、平均化処理を行って副次発射電力を測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、最大の１波の副次発射について、その周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

⑵　設備規則に規定する許容値の１／10を超える場合は、すべての測定値を周波数とともにnW単位で表示し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。

6　その他

⑴　擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。

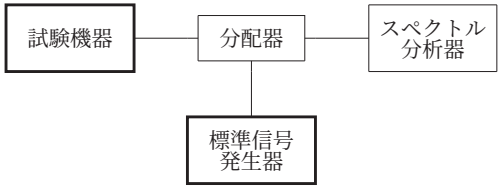
⑵　測定系を含めてスペクトル分析器の感度が足りない場合は、信号と雑音の適切な比を確保するために低雑音増幅器等を使用することができる。

⑶　試験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、試験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を少なくとも１サンプル当たり１周期以上とする。

八　キャリアセンス機能⑴（占有周波数帯幅が26MHzを超え38MHz以下の直交周波数分割多重方式を用いる無線設備のみ）

1　測定系統図

⑴　試験機器のみで試験を行う場合



⑵　外部試験装置を用いて試験を行う場合

